

令和6年11月5日

各位

茨城県信用組合

## 健康促進手当の創設について

茨城県信用組合(理事長:渡邊 武)は、職員一人ひとりの健康とウェルビーイングを最優先に考え、“健康促進手当”を創設いたしましたのでお知らせします。

当組合は今後とも、職員が心身ともに健康でパフォーマンスを最大限に発揮できる職場環境づくりに取り組んでまいります。

### 記

#### 1. 目的

職員の健康意識の向上と企業内での生産性の向上を目的としています。  
健康管理への関心が高まる中で、職員がより積極的に健康に取り組む動機付けとするために創設されました。

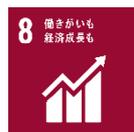
#### 2. 内容

名 称：健康促進手当  
支給内容：当組合所定の健康診断の結果が優秀であった職員に手当を支給  
対 象：全職員

#### 3. 創設日

令和6年10月1日

#### 4. SDGs への貢献



\*当組合のSDGs宣言に基づき、“健康促進手当”を通して持続可能な社会の構築に貢献してまいります。

以上